

# 平成22年第2回定例会 健康福祉病院常任委員会

## 説明資料

頁数

### 《議案補充説明》

- 1 【議案第38号】  
認定こども園の認定基準等に関する条例の一部を改正する条例案について・・・1
- 2 指定管理者の指定議案について・・・2  
【議案第59号】三重県母子福祉センターの指定管理者の指定について  
【議案第60号】三重県身体障害者総合福祉センターの指定管理者の指定について  
【議案第61号】三重県視覚障害者支援センターの指定管理者の指定について

### 《所管事項説明》

- 3 「三重県子ども条例（仮称）」案について・・・6
- 4 総合医療センターの地方独立行政法人化について・・・18
- 5 三重県国民健康保険広域化等支援方針（案）について・・・22
- 6 「第2次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画」（案）について・・・25
- 7 三重県周産期医療体制整備計画の策定について・・・28
- 8 子ども虐待防止啓発月間（11月）の取組について・・・30
- 9 各種審議会等の審議状況の報告について・・・40

### 《別冊》

- （資料1） 指定管理者の選定に係る提案内容及び審査の概要
- （資料2） 「三重県子ども条例（仮称）」案
- （資料3） 三重県国民健康保険広域化等支援方針（案）
- （資料4） 「第2次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画」（案）

平成22年12月9日  
健康福祉部

## 1 認定こども園の認定基準等に関する条例の一部を

### 改正する条例案について

#### 1 改正理由

児童福祉施設最低基準の一部改正に伴う、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第一項第四号及び同条第二項第三号の規定に基づき、文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して定める施設の設定及び運営に関する基準の一部改正にかんがみ、規定を整備するものです。

#### 2 改正の概要

認定こども園のすべての類型において、要件を満たす場合には、当該認定こども園の満3歳以上の幼児に対する食事の提供について外部搬入方式による提供を認めるものです。

#### 3 施行期日

公布の日から施行します。

## 2 指定管理者の指定議案について

### 1 議案

議案第59号「三重県母子福祉センターの指定管理者の指定について」

議案第60号「三重県身体障害者総合福祉センターの指定管理者の指定について」

議案第61号「三重県視覚障害者支援センターの指定管理者の指定について」

### 2 指定管理者の指定

健康福祉部が所管している公の施設である、「三重県母子福祉センター」、「三重県身体障害者総合福祉センター」、「三重県視覚障害者支援センター」について、平成23年4月1日から指定管理者による管理を行わせるため、三重県母子福祉センター条例（昭和39年三重県条例第26号）第6条第2項、三重県身体障害者総合福祉センター条例（昭和60年三重県条例第1号）第6条第2項、三重県視覚障害者支援センター条例（平成17年三重県条例第41号）第6条第2項の規定に基づく指定管理者の指定についての議決を得ようとするものです。

### 3 対象施設と指定管理候補者の名称等

施設の設置場所・名称	指定管理候補者の所在地・名称等
三重県津市桜橋2丁目131番地 三重県母子福祉センター	三重県津市桜橋2丁目131番地 財団法人三重県母子寡婦福祉連合会 会長 山下浅子
三重県津市一身田大古曾670番地2 三重県身体障害者総合福祉センター	三重県津市一身田大古曾670番地2 社会福祉法人三重県厚生事業団 理事長 宮村由久
三重県津市桜橋2丁目131番地 三重県視覚障害者支援センター	三重県津市桜橋2丁目130番地 社会福祉法人三重県視覚障害者協会 会長 内田順朗

### 4 指定の期間

平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

### 5 指定管理候補者の審査・選定の経緯

別紙のとおり

### 6 期待される効果

別紙のとおり

### 7 協定書で定める主な項目

指定管理者の指定の議決を経て、指定管理者として指定した後、県と指定管理者との間において、指定期間を通じての基本的な事項を定める「基

本協定」と、年度毎の事業実施に係る事項を定める「年度協定」を締結することとしています。

指定管理者と締結する基本協定書のなかで定める主な項目は、次のとおりです。

(1) 県施策への配慮

それぞれの施設の管理運営にあたって県の施策に配慮する代表的なものとして、人権尊重社会の実現、次世代育成支援の推進、男女共同参画社会の実現、ユニバーサルデザインのまちづくりの推進、持続可能な循環型社会の創造等についての取組などを指定管理者に求めます。

(2) 情報公開及び個人情報保護

県と同様の取り扱いを求めます。

(3) 第三者による実施

指定管理者が行う業務のうち一部を専門業者等に委託する場合は、県の承認を求めます。

(4) 施設利用者の意見等の反映

施設利用者へのサービスの向上の観点から、利用者の満足度や意見、苦情等を把握するために、アンケート等を実施するほか、アンケート結果、苦情内容及びその対応状況を報告するよう求めます。

(5) リスク分担

天災等により大規模な施設修繕が発生した場合等については、施設の設置者である県がリスクを負担するものと考えますが、不適切な運営により施設が破損した場合等のリスクは指定管理者が負担するものとします。

(6) 業務計画書の提出

指定管理者より毎事業年度提出させる業務計画書については、年度事業の概要、組織体制及び人員配置計画、収支計画等の記載を求めます。

(7) 業務報告書の提出

的確に施設の管理状況を把握するため、指定管理者に義務づける業務報告書として、毎月の事業毎の利用者数、利用料金の実績等について、四半期毎にまとめた業務報告書を提出するよう求めます。

(8) 事業報告書の提出

指定管理者は、年度毎に管理業務の実施状況及び利用状況、利用料金の収入実績、管理業務に関する経費の収支状況、成果目標及びその実績、管理業務に関する自己評価等を報告するよう求めます。

(9) 実施状況の調査、指示等

募集要項で示したサービス水準等が確保されているか、指定管理者の自らの提案が守られているかの確認を随時行う必要があります。

確認は、基本的には四半期毎の業務報告書や年度終了後の事業報告書、

必要に応じて実施する立入調査に基づいて行い、サービス水準を満たしていない等の不適切な場合には指示や改善勧告を行うこととします。

## 8 今後の取組予定

指定管理者の指定の議決を受けた後は、次のスケジュールにより具体的な手続きを進めます。

平成 23 年 1 月	指定管理者の指定
平成 23 年 3 月	協定書の締結
平成 23 年 4 月	指定管理者による施設管理の開始

	三重県母子福祉センター	三重県身体障害者総合福祉センター	三重県視覚障害者支援センター
<b>5 指定管理候補者の審査・選定の経緯</b>			
(1) 指定管理者の応募状況			
ア 募集期間	平成22年8月17日～平成22年8月27日	平成22年8月23日～平成22年9月2日	平成22年8月23日～平成22年9月2日
イ 応募者	財団法人三重県母子寡婦福祉連合会 (津市桜橋2丁目131)	社会福祉法人三重県厚生事業団 (津市一身田大古曾670番地2)	社会福祉法人三重県視覚障害者協会 (津市桜橋2丁目130番地)
(2) 指定管理候補者の審査選定の経過			
ア 選定委員会の名称	三重県母子福祉センター指定管理者選定委員会	三重県身体障害者総合福祉センター指定管理者選定委員会	三重県視覚障害者支援センター指定管理者選定委員会
イ 選定委員会構成員	委員長 谷岡 経津子(四日市大学総合政策学部教授) 委員 赤木 邦男(弁護士) 委員 乙部 八潮(私立志登茂保育園園長) 委員 國廣 真夕美(公募) 委員 古川 吉宏(税理士、不動産鑑定士)	委員長 長友 薫輝(三重短期大学准教授) 委員 市川 知律(公募) 委員 木下 美佐子(UDまちづくりの会代表) 委員 坂口 知子(税理士) 委員 高井 幹雄(三重弁護士会推薦弁護士)	委員長 長友 薫輝(三重短期大学准教授) 委員 市川 知律(公募) 委員 木下 美佐子(UDまちづくりの会代表) 委員 坂口 知子(税理士) 委員 高井 幹雄(三重弁護士会推薦弁護士)
ウ 審査の経過			
第1回選定委員会 (審査基準等の作成)	平成22年6月29日	平成22年7月9日	平成22年7月9日
第2回選定委員会 (ヒアリング審査)	平成22年9月28日	平成22年9月14日	平成22年9月14日
第3回選定委員会 (最終審査)	平成22年10月12日	平成22年9月29日	平成22年9月29日
エ 提案内容及び審査の概要等	申請団体が提案した主な内容とそれを審査した基準や配点、県が求めた水準などについては、別冊資料のとおりです。	申請団体が提案した主な内容とそれを審査した基準や配点、県が求めた水準などについては、別冊資料のとおりです。	申請団体が提案した主な内容とそれを審査した基準や配点、県が求めた水準などについては、別冊資料のとおりです。
オ 審査結果(評価点数)	第1順位 財団法人三重県母子寡婦福祉連合会 (評価点 227点/280点)	第1順位 社会福祉法人三重県厚生事業団 (評価点 71.4点/100点)	第1順位 社会福祉法人三重県視覚障害者協会 (評価点 66.9点/100点)
カ 指定管理候補者の選定	選定委員会の意見を踏まえ、下記の団体を指定管理候補者として選定しました。  所在地 津市桜橋2丁目131 名称 財団法人三重県母子寡婦福祉連合会 代表者 会長 山下浅子	選定委員会の意見を踏まえ、下記の団体を指定管理候補者として選定しました。  所在地 津市一身田大古曾670番地2 名称 社会福祉法人三重県厚生事業団 代表者 理事長 宮村由久	選定委員会の意見を踏まえ、下記の団体を指定管理候補者として選定しました。  所在地 津市桜橋2丁目130番地 名称 社会福祉法人三重県視覚障害者協会 代表者 会長 内田順朗
キ 選定した理由	三重県母子寡婦福祉連合会は、母子福祉センターの担うべき役割を十分理解し、現実性のある提案内容である。	三重県厚生事業団は、その提案内容から、県民の多様なニーズに対応しつつ、身体障がい者・高次脳機能障がい者等の福祉の向上を目指した先駆的な取組が図られている。また、経費節減による効率的な業務の遂行、適切な目標設定に基づく施設運営が期待される。	三重県視覚障害者協会は、視覚障がい者の自立支援等を目的として、点字図書館等の運営を堅実かつ安全に実施してきた実績があり、視覚障がい者の特性、行動等を深く理解し、ニーズにあった運営が期待される。
<b>6 期待される効果</b>			
(1) 県民サービスの向上	これまで活動の積み重ねを基に、母子家庭等一人親家庭への支援向上が期待できる。	身体障害者福祉センターA型と障害福祉サービス事業所のもつ機能をより有機的に連携させ、利用者の方々の利便性を向上させることができる。	視覚障がい者団体が持つ地域の障がい者団体やボランティア団体とのネットワークを活かし、視覚障がい者の多様なニーズに機動的かつ効果的に対応することができる。
(2) 経費の縮減	職員の経費節減の意識向上により、庁費の抑制が期待できる。  これまでの指定管理料(H18～22年度) 47,500千円 次期指定管理料(H23～27年度) 47,250千円 (△250千円)	点検と節約の職員意識の醸成による光熱水費や消耗品費などの抑制が期待できる。  これまでの指定管理料(H18～22年度) 748,065千円 次期指定管理料(H23～27年度) 678,315千円 (△69,750千円)	ボランティアの活用やIT化推進による庁費の削減、修繕積立金による計画的な経費の運用が期待できる。  これまでの指定管理料(H18～22年度) 194,000千円 次期指定管理料(H23～27年度) 203,650千円 (+9,650千円) ※増額となるのは、事業に新たな取組及び取組の拡充を組み入れたことによる。

### 3 「三重県子ども条例(仮称)」案について

県では、子どもが豊かに育つことのできる地域社会づくりに取り組むことをとおして子どもの権利が尊重される社会の実現を進めることを目的とする、「三重県子ども条例(仮称)」を制定することとしています。

#### 1 条例案について

「三重県子ども条例(仮称)」案については、別添資料2のとおりです。

#### 2 議会意見について

条例素案に対する議会の意見と県としての考え方について、別紙1のとおりまとめています。

#### 3 パブリックコメント、県民意見交換会、こども会議の実施について

条例素案にかかる県民の皆さんからの意見集約について下記のとおり実施しました。

- (1) パブリックコメント 実施期間 平成22年10月30日～11月29日  
意見総数 73件

73のコメントが寄せられ、78件の意見がありました。この中には、条例素案の内容に賛同する趣旨のみなもの(9件)、素案の内容にかかわらず広く子育てにかかる考え方を示されたもの(12件)が含まれています。

条例素案についての質問、課題についての主な意見とこれについての県の考え方を別紙2にまとめています。

- (2) 県民意見交換会 実施期間 平成22年11月2日～16日  
実施箇所 5箇所 参加者数 70人

主に、県民の皆さんと条例検討会議委員との意見交換という形で実施しました。意見の概要については、別紙2に含まれています。

- (3) こども会議 実施箇所 6グループ 参加者数 120人

これまでこども会議を実施したグループだけでなく、条例について知りたいという子どもたちのところに出向き、これまでの取組、条例素案の概要について説明をし、意見交換をしました。

その際に寄せられた感想、意見については、別紙3にまとめています。

#### 4 今後のスケジュール

平成23年1月中旬 第7回三重県こども条例(仮称)検討会議  
平成23年2月 平成23年第1回定例会2月会議に条例案上程

## 【参考】

### ○ 条例制定に向けた検討経過（平成 22 年度）

- 5月18日 第1回三重県子ども条例（仮称）検討会議（以下「検討会議」という。）
- 6月1日 第2回検討会議
- 6月1日～ 「条例について考えよう！子ども会議」〔18グループ・260人〕
- 6月21日 三重県議会健康福祉病院常任委員会で条例検討状況について調査
- 6月24日～ キッズ・モニターを活用したアンケート等の実施〔123人対象〕
- 6月30日～ 子ども条例について考える「おとな会議」〔5グループ・270人〕
- 7月8日 第3回検討会議
- 8月3・4日 「条例をつくろう！子ども会議」〔1泊2日・12名〕
- 8月22日 「条例をつくろう！子ども会議」〔子ども会議8名・検討会議14名〕
- 8月22日 第4回検討会議
- 9月13日～ キッズ・モニターを活用したアンケート等の実施〔135人対象〕
- 9月17日 第5回検討会議
- 10月6日 三重県議会健康福祉病院常任委員会で条例素案について調査
- 11月4日 三重県議会健康福祉病院常任委員会で条例素案について調査
- 12月1日 第6回検討会議
- （1月中旬 第7回検討会議（予定））



〔別紙1〕

議会からの主な意見

番号	意見の概要	県の考え方
1	<p>・理念条例にならないように、行動計画を入れて頂きたい。</p> <p>・チェック機能は、行政の中でのチェックではなく、第三者でのチェックを入れてほしい。</p>	<p>条例に基づく取組については、毎年計画を立て、実施し、子どもを含めた多様な人々が参加する検証会議等による検証を行い、その後の取組に生かすというPDCAサイクルを確立して推進することを考えています。</p>
2	<p>検証の部分で、第三者機関に子どもも入れて意見を聞いてやっていくのが自然な流れかと思う。</p>	
3	<p>相談機能は、もっと子どもの権利の擁護を強めるようなことを入れてほしい。</p>	<p>相談については、コスト、効果、実行性等を勘案し、他の相談窓口との連携・棲み分けも十分に考えながら、進めることとしています。</p> <p>権利擁護については、その機能を持っている法務局などとの相互連携をはかり、より実効性のあるものとなるよう考えていきます。</p>
4	<p>条約の大切にすべき4つの権利はふまえる必要があると考えており、「子どもは本来4つの権利を有する」という押さえがあった上で、県や各主体の役割があるという構成でもよいのではと思う。</p>	<p>本条例においては、条約に謳われた「生きる権利」「守られる権利」「育つ権利」「参加する権利」のいわゆる「4つの権利」について、その中心的な趣旨の部分を前文に書き込みました。</p>
5	<p>この条例は、大人が目線から見て子どもがどうあるべきかというものである。こどもたちの思いをどのように集約して文言にいかしていくかは大事なことであるが、そのあたりはどういうところに表されているのか。</p>	<p>条例制定に向けて、意見募集、アンケート、こども会議などさまざまな手法、機会を設定して子どもたちの思いや願いなどを受け止めてきました。</p> <p>その中から、子どもの豊かな育ちにとって大切なものは何かを汲み取り、条例として集約しています。</p>
6	<p>「児童の権利に関する条約」の前文に書かれている、「子どもがその人格の完全なかつ調和のとれた発達のため、家庭環境の下で幸福、愛情及び理解のある雰囲気の中で健やかに成長すべきである」、というような文言を記載していただきたい。</p>	<p>条約そのものに記述されている内容については、あえて条例の中で重複して記述していません。</p> <p>ご意見の趣旨については、「保護者の役割」の「大切に育てる」という文言で表しています。</p>

番号	意見の概要	県の考え方
7	<p>家庭での教育や躾が重要とされることから、「親若しくは保護者が子に対して適切な指示及び指導を与える責任、権利及び義務を尊重する」（条約第5条）を記載いただきたい。</p>	<p>条約そのものに記述されている内容については、あえて条例の中で重複して記述をしていません。</p> <p>しかしながら、ご意見のとおり、子どもの育ちに関しては、家庭における体験、経験などが大切であると考え、前文の中に家庭の存在が見えるよう修正しました。</p>
8	<p>自己の意見を形成する能力のある児童が、自由に自己の意見を表明する場合、いわゆる、子どもが権利を行使する場合、一定の制限を課す必要性の観点から、「児童・生徒、子どもの意見は、その年齢及び成熟度に従って相応に考慮される」（条約第12条）、を記載されたい。</p> <p>あわせて、「他者の権利の尊重と公の秩序や道徳の保護」（条約第13条）を条文に盛り込んでいただきたい。</p>	<p>条約そのものに記述されている内容については、あえて条例の中で重複して記述をしていません。</p> <p>子どもが意見表明を行うにあたり、その意見が年齢や成熟度に従って相応に考慮される、あるいは正當に重視されることは当然であり、また、その際にも、他人の権利は尊重されなければならないと考えます。</p> <p>条例では、このことを正しく理解することができるよう学習の機会と内容の充実に取り組むことを規定しています。</p>
9	<p>子どもは、特別な保護を必要とするいわば未熟な存在であると、条約の前文に書かれている。本条例に書かれている、「ありのまま」とか、「仲間である」とか、「権利の主体である」とかという文言を削除又は変更していただきたい。</p>	<p>何かの能力の有無にかかわらず、また性別や国籍等による差別を受けない、という意味で「ありのまま」という表現を使用しています。</p> <p>また、未成熟な存在であっても、社会を形成する構成員であるという意味で「仲間である」としてしています。</p> <p>本条例では、「権利」という言葉を「誰もが認める当たり前の意思やニーズ」、すべての人が生まれながらに持っている人権であると考えており、子ども一人ひとりがその主体であるという認識は欠かせないと考えています。</p> <p>このように考え方を整理した上での表現として理解をいただきたいと考えます。</p> <p>なお、子どもたちからは、自分たちを大事にしてくれるという意味で、評価をする声が複数聞かれました。</p>

〔別紙2〕

パブリックコメント等における主な意見

番号	項目	意見の概要	県の考え方
1	全般	全体的に大人の義務について書かれており、子どもに説明しにくい。子どもはどんな意見が言えるのか、どんなふうに支援を受けられるのか、といったことを、子どもにも具体的に説明できる文章にするとよいのではないかと。	条文の中だけで説明し尽くせないことはあるかと思えます。条例制定後、子どもの権利などについて子どもたちが理解できるよう、条例をわかりやすく、具体的に解説した資料を作成、配付し、子ども自身が主体的に学ぶことのできる機会を充実したいと考えています。 なお、子どもたちからも期待の声が聴かれます。
2	全般	実施計画、予算措置、第三者（特に子どもも入れる）によるチェック機能を仕組みとして入れるべきと考える。（他7件）	条例に基づく取組については、毎年計画を立て、実施をし、子どもを含めた多様な主体、人々が参加する検証会議を経て、予算を含めて翌年度の取組に生かす、というPDCAサイクルを確立して推進することを考えています。
3	全般	「参加する権利」として、権利の主体である子どもの参加・活躍する場の設定をお願いしたい。 子育て、子育てのために、保護者、教育関係者、行政、地域住民に子どもたちを加えたネットワークづくり、推進者や実行者となれる人づくりをお願いしたい。	子どもの参画促進、活動の支援については、「県の責務及び基本的な取組」の中に、子どもの意見表明機会の充実や、子どもの主体的な活動への支援を規定し、場づくり、機会づくりを行います。 また、子育て・子育てを支える地域社会づくりに向け、既存のネットワーク等による活動の充実、支える人材の育成などについても、子どもの活動を支えるための県民等の取組を支援するものとして、多様な主体と連携・協働して進めることとしています。
4	全般	子どもの権利は極めて重要なものであり、条例に基づく具体的な施策の推進及びその結果の継続的な検証が重要と考える。強化月間の設定や、広報活動を超える施策を望む。	条例に基づく県の基本的な取組については、その取組方向をお示しし、推進を図るとともに、子どもを含めた多様な主体、人々が参加する検証会議についても継続して実施することとしています。
5	全般	「児童の権利に関する条約」に基づき、条例を制定していることを評価する。 虐待行為こそ子どもへの最大の「権利侵害」ととらえ、条例制定によりこうした実態が少なくなっていくこと、子どもの参加等について具体的に促進する機会をたくさん設けることを期待する。	ご意見のとおりと考え、子どもの参加等について具体的に促進する機会の拡大をはかっていきます。

番号	項目	意見の概要	県の考え方
6	全般	子どもの権利を守ることはとても大事であるが、子どもを過保護にするのは本末転倒である。また、子どもの権利を守るためには大人の教育が重要である。	ご意見のとおり、子どもの権利を守り子どもの力を伸ばそうとすることと、過保護にすることは違うと考えます。条例に基づき、子どもの権利について子ども自身も大人もともに理解を深めることができるよう取組を進めることとしています。
7	全般	パフォーマンスでなく、結果として子どもの状況がよくなるように考えてほしい。	この条例は、子どもの権利を尊重し、子どもの育ちを大切にするという理念を広く共有したうえで、子どもの育ちを支えることのできる地域社会を実現しようとするものであり、条例に規定する県の基本的な取組の推進や調査、検証により、子どもの育ちを支えていきます。
8	全般	条例ができたら、子ども自身がよく理解でき、自分から発信できるような周知をお願いしたい。	条例制定後、子どもの権利などについて子どもたちが理解できるよう、条例をわかりやすく、具体的に解説した資料を作成、配付し、子ども自身が主体的に学ぶことのできる機会を充実したいと考えています。
9	全般	「子ども条例」とすると子どもに関する総合的な条例となるので、今の内容では不十分。ぜひ「子どもの権利条例」という名称で提案いただきたい。(他1件)	子どもの権利を尊重するという基本理念をふまえながら、子どもの育ちを支えることをより広く地域社会で共有したいと考え、「子ども条例」として提案しています。
10	全般	条例制定の動きを見ると子どもを含む市民の意見が十分に反映されているとは言い難いと考えますが、条例を制定していいものに育てていくという意味で、条例の改正についての条項を設けていただきたい。	条例については、子どもに関わる団体の関係者や有識者による検討会議で内容の検討を行うとともに、こども会議やおとな会議等で子どもや大人の意見を集約しながら、検討を進めてきました。 条例に基づく取組の推進については、子どもを含めた多様な人々が参加する検証会議を経て、取組に生かすことを考えています。
11	全般	これまで学校や社会が「権利」に重きをおいた結果、大変なことになっている。その上に、子どもの権利を尊重する必要は全くない。 子どもはしっかり躰け、手伝いをさせ、勉強させ、親孝行をするといったことを教えてほしい。 条例は考え直してほしい。	子どもたちにとって、権利が尊重され、豊かに育つことができるということは、大切なことであると考えます。 子どもの権利について子ども自身も大人もともに理解を深めることができるよう取組を進めることとしています。

番号	項目	意見の概要	県の考え方
12	前文	「思いや意見が尊重されることです」とあるが、世の中は決まりがあり子どもたちも守らなければならない。幼児期から自由奔放に育てられ、決まりの中で行動する事を知らない子どもたちが社会人となれるのか疑問。子どもたちに正しい倫理観を持ってもらうことが大切であり、「自分の思いや意見が社会で受け入れられるためには、正しい倫理観を持ち、法律を守らないと躓ることです」といった修正を提案する。	思いや意見が尊重されることは、子どもが豊かに育つ上で大切であると考えます。そのように存在を受け止められて育った子どもたちは、相手を尊重し、正しい倫理観や他人を思いやる気持ちを育てていけるものと考えています。
13	前文	「自らの課題を乗り越える力を身につけ」とあるが、力強さを感じられるように「自らの課題を克服し乗り越える力を身につけ」としてはどうか。	「乗り越える」という表現に「課題の克服」は含まれると考えています。
14	前文	「それは、ありのまま安心して…」は、「ありのまま」という表現はわかりにくいので、「それは、存在を尊重され安心して…」としてはどうか。	「存在を尊重される」ことは、「子どもの権利」全体にかかる大前提の考え方であり、前文冒頭の「かけがえのない存在です」というところで表しています。「ありのまま安心して」は、条約に謳われている4つの権利の考え方のうち、出身や性別、障がいの有無、固有の能力の有無などによって差別を受けないことを大切にする「生きる権利」について、述べたものです。
15	前文	「そして、思いや意見が尊重されることです」は、子どもの意見の野放しを助長する可能性があるため、削除してはどうか。	思いや意見が尊重されるためには、大人の適切なかわりが必要であり、この条例では、そのような大人たちによる子どもの育ちを支える地域づくりを提唱しており、野放しにするといったものではありません。
16	目的	「…協働し、子どもが豊かに育つことができる…」を、「自立」を入れて、「…協働し、子どもが自立して豊かに育つことができる…」としてはどうか。日本の子どもの問題点として、人間関係作りの未熟さによる自立心の欠如があると思う。	「自立」には、さまざまな解釈が含まれることから、旺盛な自立心や多様な人間関係を得るという意図を含めて「豊かに育つ」と表現しています。多様な子どもとのかかわりが増えるよう、この条例に取り組むことで子どもが豊かに育ち、その結果、自立心も育まれていくものと考えます。
17	定義	子どもの定義について、「おおむね18歳未満の者をいう」とし、18歳の誕生日が到来した高校生を対象外としない等、運用に幅をもたすべきである。	運用にあたっては、そうした幅を持って対応することとしています。

番号	項目	意見の概要	県の考え方
18	定義	子どもに関わる団体と事業者とが混乱しているように思うので、整理をお願いしたい。また、子どもに関わる団体の一つである学校関係者や事業者のみ特記されていて、NPO等市民活動団体がなく不公平に感じる。	学校等関係者や事業者には業務上固有の役割があるので、特に項を起こして役割を明記しています。 県民やNPO等の団体には、「県民等の役割」に示すように子どもの育ちを見守り支える役割を期待しています。
19	基本理念	全体的に分かりにくい。「考え」「価値」「表現」など尊重することを入れて、①と②のところをもう少し具体的な文章にできないか。	多様な方々との連携・協働による取組を推進するため、踏まえておくべき考えを基本理念として提示していますので、抽象的な表現になっています。
20	基本理念	②の「最善の利益」という表現が抽象的である。	
21	基本理念	基本理念に大人と子どもはパートナーであるという精神を入れる必要があると思う。(他1件)	大人と子どもがパートナーであるという精神については、前文に「子どもと大人は、共に社会をつくっていく仲間です」という表現で示しています。
22	各主体に期待する役割	②で、「保護者は、子どもを大切に育てるとともに」とあるが、子どもを育てるのに愛情は何ものにも変えられないものである。そこで「保護者は、子どもを愛情を持って大切に育てるとともに」としてはどうか。(他1件)	「大切に育てる」という文言は、「愛情を持って育てる」という意味合いを含んでいます。
23	各主体に期待する役割	県の役割、市町の役割が不明確である。県と市町の方向性、特徴を出す必要があると思う。	県の責務として基本理念に基づいた取組の方向性を示しています。市町には理念を共有し、県や他の主体との連携を図りながら各市町の状況に合わせた取組の推進に努めていただきたいと思います。
24	各主体に期待する役割	全ての主体の役割に「子どもの育ちを見守り、支える」という言葉が入っているが、基本理念に合わせて、子どもを主体とした権利保障を積極的に果たす役割を明確にしてはどうか。	基本理念として、子どもの権利尊重等を掲げており、その理念に基づいて各主体が役割を果たすように明記しています。
25	県の責務及び基本的な取組	(1)②で、「参加」だと子どもが客体のように見えるので、「参画」という言葉を使ってはどうか。	この項目については、県の責務に基づく施策を定めています。子どもを主体として捉えたうえで、意見の表明などによる参加の機会を保障するものであり、「参加」という言葉を使っています。

番号	項目	意見の概要	県の考え方
26	県の責務及び基本的な取組	(1)②イで、「子どもの意見を尊重する」とあるが、尊重するためには子どもの権利委員会等の具体的なシステムが必要ではないか。	子どもにかかわる施策、取組については子ども自身の視点を大切に、施策や事業を子どもの豊かな育ちにとってより有効なものとしていく視点での検討などを行うことが必要であると考えます。 条例に基づく取組にかかる検証にも子どもを含めた多様な主体の参画を考えています。
27	県の責務及び基本的な取組	子どもの参画を保障することにより、県の様々な施策が子どもの視点での見直しにつながることを願う。(他10件)	子どもにかかわる施策、取組については子ども自身の視点を大切に、施策や事業を子どもの豊かな育ちにとってより有効なものとしていく視点での検討などを行うことが必要であると考えます。 条例に基づく取組にかかる検証にも子どもを含めた多様な主体の参画を考えています。
28	県の責務及び基本的な取組	④イの「人材の育成に努める」を「人材の育成を計画的に実施する」としてはどうか。この条例で最も重要なことは、指導者の人材育成である。「努める」では、結果の如何を問われないので、人材育成は、計画的に、予算も十分に確保し、実施する必要があるのではないか。	人材の育成は重要と考えており、計画的に取り組んでいきたいと考えています。
29	県の責務及び基本的な取組	⑤で、子どもの相談窓口は数がたくさん必要と思うが、子どもが気軽に入れる場所、指導者も必要かと思う。その経費はどうするか。	現在もさまざまな窓口がありますが、条例の規定により実施する相談については、どうあるべきかを併行して検討しています。
30	県の責務及び基本的な取組	(1)⑤で、「子どもが相談できる窓口を設置し、関係機関と連携した対応を行う」とあるが、行政直営では子ども固有の問題が理解されず、子どもたちからのアクセスが極端に少なくなってしまう。子ども主体の相談、救済していくためにも、子どもに関わるNPO等民間との協働で実現していただきたい。(他1件) また、子どもオンブズパーソン制度についても検討していただきたい。	相談窓口の体制については、行政の関係機関と連携を図るとともに、NPO等の民間との協働を検討したいと考えています。

番号	項目	意見の概要	県の考え方
31	広報啓発	条例をどのように県内に浸透させていくのか。	条例そのものや子どもの権利についての普及啓発を重点的に取り組みたいと考えています。すべての子どもたちに向けた啓発資料の作成やその学校現場などでの活用、講演会の開催なども考えています。
32	検証及び年次報告	第三者（子どもが入ると理想的）によるチェックを行ってほしい。（他4件）	条例に基づく取組については、毎年計画を立て、実施をし、子どもを含めた多様な主体、人々が参加する検証会議を経て、予算を含めて翌年度の取組に生かす、というPDCAサイクルを確立して推進することを考えています。



## 〔別紙3〕

### 子どもからの感想・意見

#### 1 中学生からの感想

- ほとんどのところに「子ども」と書いてあるので、子どものことについてよく考えていると思った。
- 誰にも信頼されないというのは、心細い。「子どもの力を信頼する」という表現が心に残った。
- たくさん「子どもの育ちを見守り、支える」と書いてあって、この条例ができれば、過ごしやすい、安心するというような気持ちになるのかな、と思った。
- 「子どもの権利について学ぶ機会の提供」で、子ども自身も子どもの権利についてわかっていなかったら意味がないし、大人も子どもの権利について分かっていないと、条例自体がだめになるので、ここが特に大切なところだと思った。

#### 2 高校生からの感想・意見

- 子どもが子どもの人権を学んで意味があるのかと思っていたが、子どもがまず学ばないとだめなんだと思った。
- 一時期、大人のことで悩んで、「自分の場所がほしい」と思うこともあった。私のように思っている人もたくさんいることを知って少し安心した。いつか親になったら、許される範囲なら何でも子どもにやらせてあげたいと思う。やるべき事はやって、やってはいけないことはやらせない。でも自由は与える。これで良いのかはわからないけれど、親のことで悩ませることは一切させたくない。
- 子どもが大人（親）に求めていることで共通しているのは、毎日10分、5分でもいいから話を聞いてもらったり、一緒にごはんを食べたり、そんな普通のことだと思う。
- 子どもの権利と聞くと、虐待とかをイメージしてしまうが、自分にもとても深く関係しているのだと感じた。今の自分だけでなく、未来に自分が大人になった時にどうするのか、どんな人間でいたいのか、などと考えさせられた気がする。自分のことや周りの友だちや家族のことについて、もっと深く考えていこうと思った。
- 改めて人権というものを意識した。世の中には人権について考えている人がたくさんいるのに、人権の問題が減らず、むしろ増えていることに、とても悲しくて悔しくなった。自分にできる事を考えていきたい。
- 「こども局」というものがあることにまず驚いたが、子どものことを考える機関がたくさんあることは、嬉しい反面、それだけ考えなければならないことがたくさんある、ということと思うと悲しくなる。  
「子ども条例にあることは、当たり前のこと」という言葉に共感した。当たり前のことを当たり前にするために、私にできることをしていこうと思う。
- 障がいのある子どもたちへの配慮の部分が薄いように感じる。クラスに障がいのある子がいる、いないに関わらず、障がいに対する理解を深める活動を総合の時間等でできるようにしてほしい。そういう時間があって、周りの認識があると人間関係がよくなると思う。

- 条例はできたものを見て終わりではなく、何をすることが大事だと思う。例えば、学校の先生がどんな声をかけられるようになるかというようなヒントにこの条例がなれば良いと思う。
- 授業で月1回でも条例について勉強する時間を入れていくことが必要ではないか
- 「この条例が生きる希望になるように」必要なことを見つけるのは本人だが、その環境を整えるのは周りの大人だと思う。
- この条例ができたなら子どもの支えになると思うし、こども会議に参加したので意見を考えた甲斐があると思うので嬉しい。
- 条例が案としてまとまってきたのはうれしい。「公表する」のはどこへ公表することか。
- こども会議の意見の中で「障害を持つ人が周りにいることを考えさせる」というのがあるが、これはいつ考えさせることを言っているのか。親が小さい頃から家庭の中で教えた方がよいと思う。学校では過去のことではなく、現実的な障がい者のことやいじめのことを道徳の時間で勉強した方がよいと思う。
- こども会議の意見で「ひとりぼっちでいることがないようにする」というのは、学校に求めるということではなく、自分たち自身が考えることだと思う。
- 子どものことをしっかり考えてくれていると感じた。条例が可決されたら、学校にしっかり守ってほしい。
- 子どもの権利条約のことは知っていたが、虐待事件が起こっていることを考えると条約や法律に意味があるのかと思っていた。本当に子どもが救われるのか。
- DVの事件が起こったときに、家庭内の状況を証言するのが子どもだけだった場合、この条例ができたなら子どもの意見や権利が大人と同等になるのか。
- 条例ができて、みんなが知っていなかったら意味がないと思うので、広報啓発をしっかりしてほしい。
- 権利はその人が持っている、好きなことができる、選べる。義務は、必ずしなければならないこと。子どもが権利を持っていて、親はそれを義務づけるという関係なので、子どもに義務はないと思う。
- 義務は必要。権利ばかりだと自由すぎて、わがままではないがしなければいけないことはしなければいけない。例えば授業を受けるとか。どこかでメリハリを付けないとダメだと思う。堅苦しくなくてもいいが、しなければいけないことはあると思う。
- 義務と権利を一緒にするのはよくない。権利はしばられないもの。義務は絶対しなければならないことで、それに縛られてしまう。子どもの権利条約で権利といっているけど、そこに義務が入ってくると結局権利が保障されてるわけじゃなくなる。義務も大事だけど、権利と義務を一緒にすることではないと思う。

## 4 総合医療センターの地方独立行政法人化について

### 1 地方独立行政法人化に向けた準備の状況

総合医療センターについては、「県立病院改革に関する基本方針」に基づき、平成24年4月の地方独立行政法人化に向けて準備を進めており、平成23年第1回定例会（2月会議）に地方独立行政法人の定款案及び評価委員会設置条例案を議案として提出したいと考えています。

### 2 説明事項

平成23年第1回定例会（2月会議）に提出を予定している定款案及び評価委員会設置条例案の概要は、次のとおりです。

#### (1) 地方独立行政法人三重県立総合医療センター（仮称）の定款案〔別紙1〕

地方独立行政法人を設立する際には、県議会の議決を経て定款を定め、総務大臣の認可を受けることが必要となります。

今後、地方独立行政法人化に向けた手続きを進めていくためには、法人の基本となる定款を定める必要があります。

#### (2) 評価委員会の設置条例案〔別紙2〕

地方独立行政法人にかかる中期目標や中期計画の策定にあたっては、評価委員会の意見を聴く必要があります。また、法人の業務実績に関して評価等を行うためにも、評価委員会を設置する必要があります。

### 3 今後の予定

平成24年4月からの地方独立行政法人化に向けて、次のとおり議案の提出を予定しています。

#### ○平成23年第1回定例会（2月会議）

- ・定款案及び評価委員会設置条例案

#### ○平成23年9月以降

- ・中期目標
- ・法人へ引き継ぐ職員の範囲を定める条例案（職員引継ぎ条例案）
- ・法人へ引き継ぐ土地、建物を定める議案（権利の承継に関する議案）
- ・法人が譲渡する場合、知事の認可が必要な重要な財産を定める条例案（重要財産指定条例案）
- ・三重県病院事業条例の改正条例案等

## 地方独立行政法人三重県立総合医療センター（仮称）の定款案の概要について

## 1 目的

この地方独立行政法人は、三重県の医療施策として求められる高度・特殊医療及び救急医療などを提供し、また、医療従事者の研修等の業務を行うことにより、県民の健康の確保と県内の医療水準の向上に寄与することを目的とします。

## 2 名称

地方独立行政法人三重県立総合医療センター

## 3 設立団体

三重県

## 4 事務所の所在地

三重県四日市市

## 5 法人の種別

特定地方独立行政法人（※総務省と協議中）

## 6 役員の定数、任期その他役員に関する事項

## (1) 定数、任期

理事長	1人	任期4年
副理事長	1人	任期4年
理事	6人以内	任期2年
監事	2人以内	任期2年

## (2) 理事会

理事会を設置して、法人運営に関する重要事項を審議し、決定を行います。

[審議事項] 中期計画・年度計画の策定、組織や法人規程の改正など

## 7 業務の範囲

医療の提供、非常時における医療救護、地域への支援、医療従事者の育成などを行います。また、大規模災害発生時等非常時には、知事の要請に応じて必要な業務を行うこととします。

## 8 資本金、出資金及び資産に関する事項

土地、建物等の資産や設立時までの地方債未償還額などは、地方独立行政法人法に基づき地方独立行政法人に承継します。

## 9 公告の方法

県公報に登載します。

## 10 解散に伴う残余財産の帰属に関する事項

法人が解散した場合、残余財産があるときは、当該残余財産を三重県に帰属させます。

地方独立行政法人三重県立総合医療センター評価委員会（仮称）の概要について

1 設置

地方独立行政法人法に基づき、評価委員会を設置します。

2 業務内容

評価委員会は、次の業務を行います。

（1）法人の業務の実績に対する評価に関すること。

- ・各事業年度、中期目標期間の業務実績について評価を行う
- ・法人の業務運営に対する改善勧告を行う など

（2）地方独立行政法人法又は条例によりその権限に属する事項を処理すること。

- ・中期目標の策定や変更の際に意見を述べる など

3 委員の数、任期

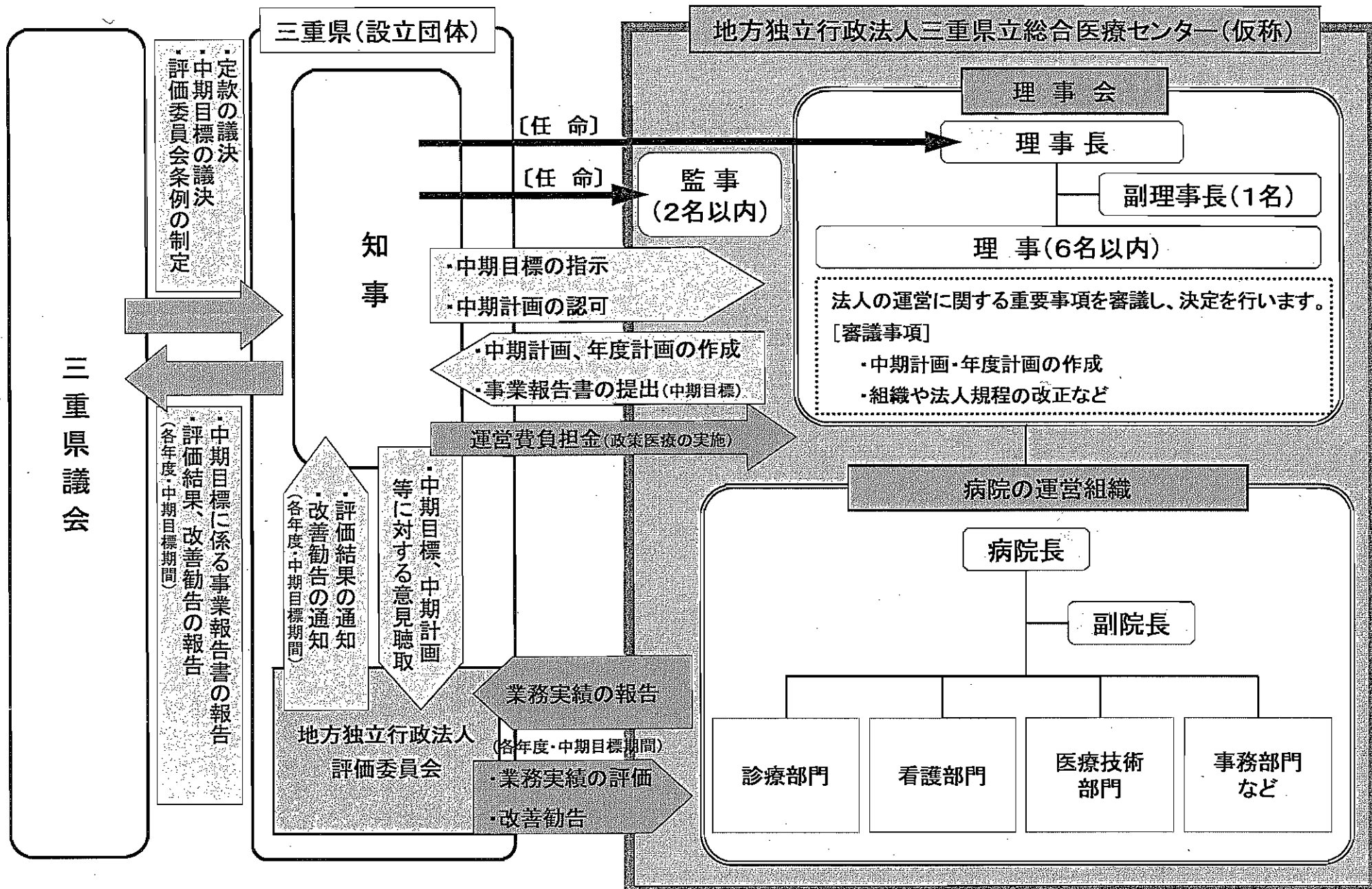
医療又は経営に関し学識経験を有する者 5人

任期 2年

4 臨時委員

特別の事項を調査審議するため必要があるときは、学識経験を有する臨時委員を置きます。

# 地方独立行政法人と県との関係



## 5 三重県国民健康保険広域化等支援方針（案）について

### 1 市町村国保の課題と広域化支援方針策定への経緯

市町村国保においては、財政リスクの高い小規模保険者の存在、保険料(税)の格差、国保加入者の低所得者層の増加、収納率の低下及び法定外繰入れなど、多くの課題を抱えています。

このような中、本年5月に国民健康保険法が改正され、都道府県が「国保事業の運営の広域化又は国保財政の安定化を推進するための当該都道府県内の市町村に対する支援の方針（広域化等支援方針）」を定めることができることとされました。（根拠：国民健康保険法第68条の2第1項）

広域化等支援方針は、将来の国民健康保険の県単位での運営に向けた環境整備とされています。これを受けて、県においては、「三重県国民健康保険広域化等支援方針」の策定へ向けて、市町・国保連合会・県からなる三重県市町国保広域化等連携会議を設置し、検討を進め、支援方針の案をとりまとめました。

今後は、国民健康保険法に定められた手続きとして、各市町に意見照会を行い、平成22年12月中に策定・公表する予定です。

### 2 県内の市町国保の状況（平成21年度）

#### （1）低所得層・高齢者の割合が高い

- ・被保険者数 491,082 人のうち 60～74 歳の被保険者は 252,316 人（51.4%）
- ・無職の割合 41.7%（全国：39.6%）

#### （2）財政基盤が不安定になるリスクが高い小規模保険者の存在

- ・被保険者数 最小 1,739 人（29 市町国保のうち 17 団体が 1 万人以下）

#### （3）赤字保険者が多く存在

- ・単年度実質収支差引額 29 市町国保のうち 23 団体が赤字  
（平成 18 年度 19 団体、平成 19 年度 27 団体、平成 20 年度 18 団体）

#### （4）市町間の格差

- ・一人当たり医療費の格差 1.45 倍  
最高額 351,544 円 最低額 242,340 円 平均 293,746 円
- ・一人当たり保険料の格差 1.82 倍  
最高額 116,249 円 最低額 63,764 円 平均 97,015 円
- ・保険料(税)収納率の格差 9.72 ポイント  
最高 96.41% 最低 84.89% 平均 88.82%

※ 保険料(税)収納率の低下(平成12年度93.44%→平成21年度88.82%)

### 3 市町国保の運営の広域化又は財政の安定化を図るための施策（支援方針の内容）

#### （1）総論（県の役割）

- ・各市町の医療費適正化対策、収納対策、赤字解消対策など事業運営の広域化の取組を支援していきます。
- ・保険財政共同安定化事業の拡充による財政の広域化、県単位での保険料（税）の標準化、保険料（税）算定方式の統一などの実現にむけて、市町等と検討を進めます。

#### （2）事業運営の広域化等

- ・従来から、国保連合会における共同電算システムの開発をはじめ、各種統計資料の作成など、国保の事業運営の効率化に取り組んできました。
- ・今後さらに、市町から広域化や共同実施の要望が多かった収納対策、保健事業等について、各市町間で合意がなされたものから、取り組んでいきます。

#### （3）財政運営の広域化（保険財政共同安定化事業の拡充）

- ・保険財政共同安定化事業については、保険財政の県単位化及び保険料（税）の平準化を進める観点から、対象医療費の拡大、医療費実績割の引下げ等の方向で見直しを行うこととし、その内容・時期等について引き続き、市町と調整を行います。
- ・上記見直しに伴う激変緩和のため、必要に応じて県調整交付金を活用します。

#### （4）県内の標準設定

##### ①収納率の向上と格差の是正

- ・収納率の市町格差を縮小するため、保険者の規模別に目標収納率を定めます。
- ・市町の取組に対する県調整交付金の交付や国保連合会が実施する「徴収アドバイザー派遣事業」の派遣等による支援を行います。

##### ②赤字の解消へ向けた支援

- ・国保財政の健全化を図るため、原因等を分析し、赤字等を解消するための方策や目標年次を検討します。

##### ③標準的な保険料（税）算定方式の統一

- ・標準的な保険料（税）算定方式などについて、試算を行い、方式の統一に向けた検討を継続します。

#### （5）支援方針が対象とする期間

策定の日から平成25年3月31日まで



【趣旨】

- ① 医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律(平成22年法律第35号)の施行(平成22年5月19日)により、市町村国保の都道府県単位化を進めるための環境整備として、新たに都道府県の判断により「広域化等支援方針」の策定ができることとされた。
- ② 都道府県は市町村の意見を聴いて策定する。
- ③ 現在新たな高齢者医療制度について検討されており、広域化等支援方針の内容についても、この影響を受けることが予想されるため、将来目指すべき方向性を掲げつつ、当面、平成24年度までに取り組むべきものを中心に定める。

【広域化等支援方針の内容】

都道府県が、国保事業の運営の広域化又は国保財政の安定化を推進するため、国保の都道府県単位化に向けて策定する方針、内容は、概ね以下に掲げる事項。

(1) 事業運営の広域化

- ・収納対策の共同実施
- ・医療費適正化策の共同実施
- ・広域的な保健事業の実施
- ・保険者事務の共通化 など

(2) 財政運営の広域化

- ・保険財政共同安定化事業の拡充
- ・都道府県調整交付金の活用
- ・広域化等支援基金の活用など

(3) 都道府県内の標準設定

- ・保険者規模別の収納率目標
- ・赤字解消の目標年次
- ・標準的な保険料算定方式
- ・標準的な応益割合 など

【普通調整交付金の減額措置の適用除外】

各年度の9月末(平成22年度に限り12月末)時点において、都道府県が策定する「広域化等支援方針」に保険者規模別の目標収納率等の事項が定められている場合は、当該都道府県内の市町村については、普通調整交付金の減額措置が適用されない。

## 6 「第2次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画」(案)について

### 1. 第2次推進計画策定の趣旨

本県では、平成11年に制定した「三重県バリアフリーのまちづくり推進条例」を、「あらかじめ」「さまざまな人々が利用しやすい」というユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを推進するため、平成19年に「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」(以下「条例」とします。)に改正しました。同条例に基づき、「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画 2007-2010」を県議会の議決を得て策定し、関係事業を実施しています。

第2次推進計画は、社会の変化を注視しながら、引き続きユニバーサルデザインのまちづくりを推進していくために、これまでの取組を検証した上で、だれもが暮らしやすいまちづくりを、より一層進めるために、県の取組の方向性と具体策を示し策定します。

### 2. 基本的な考え方と構成

条例の理念である「あらゆる分野におけるすべての人々の社会参加の機会を確保し、一人ひとりが互いの価値を認め合いながら、自由に行動し、安全で快適に生活できる」社会の実現をあるべき姿とし、第2次推進計画では県民意識調査の結果も踏まえ、さまざまな取組を条例の基本方針に基づく3つの施策体系のもとに進めていきます。

さらに、これまでの取組の検証で明らかになった課題の解決のため、重点的に取り組む項目を新たに設けました。

### 3. 計画(案)の概要

第1章では、推進計画 2007-2010 の検証を行い、課題を明らかにするとともに、第2次推進計画の目標や進め方を整理します。

次に、第2章では、ユニバーサルデザインのまちづくりの取組を進めるため、重点的に取り組む項目と、3つの施策体系に基づく具体的な取組を盛り込むとともに、推進に必要な体制等をお示しします。

第2次推進計画の構成については、別紙のとおりです。

### 4. 今後の予定

パブリックコメントを実施するとともに、条例第9条に基づき設置されている「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会」にご意見をお聴きした上で、議案を平成23年第1回定例会に提出する予定です。

平成22年12月	パブリックコメント
平成23年1月	第3回推進協議会
平成23年2月	平成23年第1回定例会2月会議に議案を上程

## 第2次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画（案）

### 第1章 計画の基本的な考え方

#### I 計画策定の趣旨

第2次推進計画は、社会の変化を注視しながら、引き続きユニバーサルデザインのまちづくりを推進していくために、これまでの取組を検証した上で、平成23年度以降の取組について、県の取組の方向性と具体策を示し策定します。

#### II あるべき姿と課題

条例の理念であるユニバーサルデザインのまちづくりのあるべき姿を明確にするともに、推進計画2007-2010の検証により、「ユニバーサルデザインの考え方の浸透に向けた取組が十分に進んでいない」という課題があると考えられます。

#### III 計画の実施に向けて

ユニバーサルデザインのまちづくりのあるべき姿の実現に向けて、第2次推進計画期間中の目標を定め、重点的に取り組む項目や、条例の基本方針に基づく3つの施策体系による計画の進め方について整理しています。

#### IV 計画の期間と進捗管理

平成23年度（2011年度）から平成26年度（2014年度）までの4年間とし、条例に基づき設置する三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会で進捗状況を確認し、その結果を公表します。

### 第2章 計画の取組

#### I 計画の体系

#### II 重点的に取り組む項目

これまでの取組の検証で明らかになった課題に対し、より一層力を入れていく必要があることから、「ユニバーサルデザインの意識づくり」を重点的に取り組む項目とし、下記の4つを中心に取り組みます。

「ユニバーサルデザインの意識づくりを進めます」

- ① 次世代を担う子どもたちを中心に「意識」の啓発を進めます
- ② 施設整備を担う人たちへの情報提供とユニバーサルデザインの考え方の共有を図ります
- ③ 車いす使用者用駐車区画の適正利用に向けた取組等、県民の皆さんにとって身近なユニバーサルデザインの取組を進めます
- ④ 「わかりやすい情報」を提供するための意識づくりを進めます。

### Ⅲ 施策体系

ユニバーサルデザインに関する施策を総合的に実施するため、次の施策体系に沿って事業を実施します。

#### 1 みんなで取り組むユニバーサルデザインのまちづくり

県民の皆さんや、企業・事業者、行政等が、ユニバーサルデザインの考え方を理解し、日常生活の中で行動できるよう、啓発活動や学習機会の提供を行うとともに、活動を担う仲間づくりを進めます。

#### 2 だれもが暮らしやすいまちづくり

県民の皆さんが、自由に移動し、施設を快適に利用して社会参加できる環境を整えるために、道路、建物、公園及び交通システム等を整備するとともに、施設整備を進める設計者の皆さん等へユニバーサルデザインの考え方や条例の理念について普及を進めます。

#### 3 だれもが利用しやすい製品・情報・サービスの提供

ユニバーサルデザインに配慮したものづくりが進むよう、利用者の理解拡大や企業の取組を進めるとともに、行政における積極的な利用促進を図ります。

また、行政や企業が、ユニバーサルデザインの視点に立ったわかりやすい情報の提供と良質なサービスの提供ができるよう、県自らが実践するとともに、市町や企業への展開を進めます。

### Ⅳ ユニバーサルデザインのまちづくりを進めるしくみ

重点的に取り組む項目や3つの施策体系を進めるための県の推進体制や、さまざまな主体との連携を明らかにするとともに、県民の皆さん一人ひとり市町、ユニバーサルデザインアドバイザー、NPO、地域の団体、企業・事業者へ期待することを明らかにします。

### Ⅴ 指標一覧

## 7 三重県周産期医療体制整備計画の策定について

### 1 計画策定の趣旨

近年の母体救急搬送にかかる受入困難事案の多発を受け、国において、平成22年1月に「周産期医療対策等実施要綱」及び「周産期医療体制整備指針」（以下、「指針等」という。）が改訂されました。

これにより、各都道府県では今年度中に、周産期医療を総合的かつ効果的に推進するための方向性を示すものとして「周産期医療体制整備計画」を策定することとなりました。

### 2 計画策定の方針

現在、三重県では、平成20年4月に策定した「三重県保健医療計画」（医療法第30条4）に基づき、周産期母子医療センターの整備、リスクの高い妊婦に対する医療及び高度な新生児医療の充実などの周産期医療体制整備を進めているところですが、今回の指針等を受け、必要な取組について追加した上で、三重県周産期医療体制整備計画として定めることとします。

本計画は、国が定める指針等に基づき、「三重県医療審議会周産期医療部会」において、必要となる取組について審議し策定します。

計画期間は、平成23年度から27年度までの5年間とし、三重県保健医療計画の改訂（平成24年度）に併せて見直すこととします。

（主な審議事項）

- ・ 人材の養成、確保方針
- ・ 周産期医療施設・設備の整備方針
- ・ 周産期緊急搬送システム 等

### 3 計画の構成（案）

（1）計画策定の経緯

（2）計画の基本的な考え方

（3）現状と課題

（4）めざす姿

（5）取組方向

取組方向1：周産期医療を担う人材の養成・確保

取組方向2：周産期医療に必要な施設や設備の整備・充実

取組方向3：産科における病院と診療所の適切な機能分担

取組方向4：地域における母子保健サービスの充実

### 4 今後のスケジュール（案）

平成22年12月 三重県医療審議会周産期医療部会で審議

平成23年 2月 三重県医療審議会周産期医療部会で審議

3月 平成23年第1回定例会健康福祉病院常任委員会で報告

(参考) 三重県周産期医療の現状

<三重県周産期母子医療センター>

\*リスクの高い妊産婦や未熟児(2500g未満)等に対して、専門性の高いより高度な医療を提供するためのセンターとして5病院を指定している。

● 総合周産期母子医療センター

● 三重中央医療センター  
(NICU: 12床、MFICU: 6床)

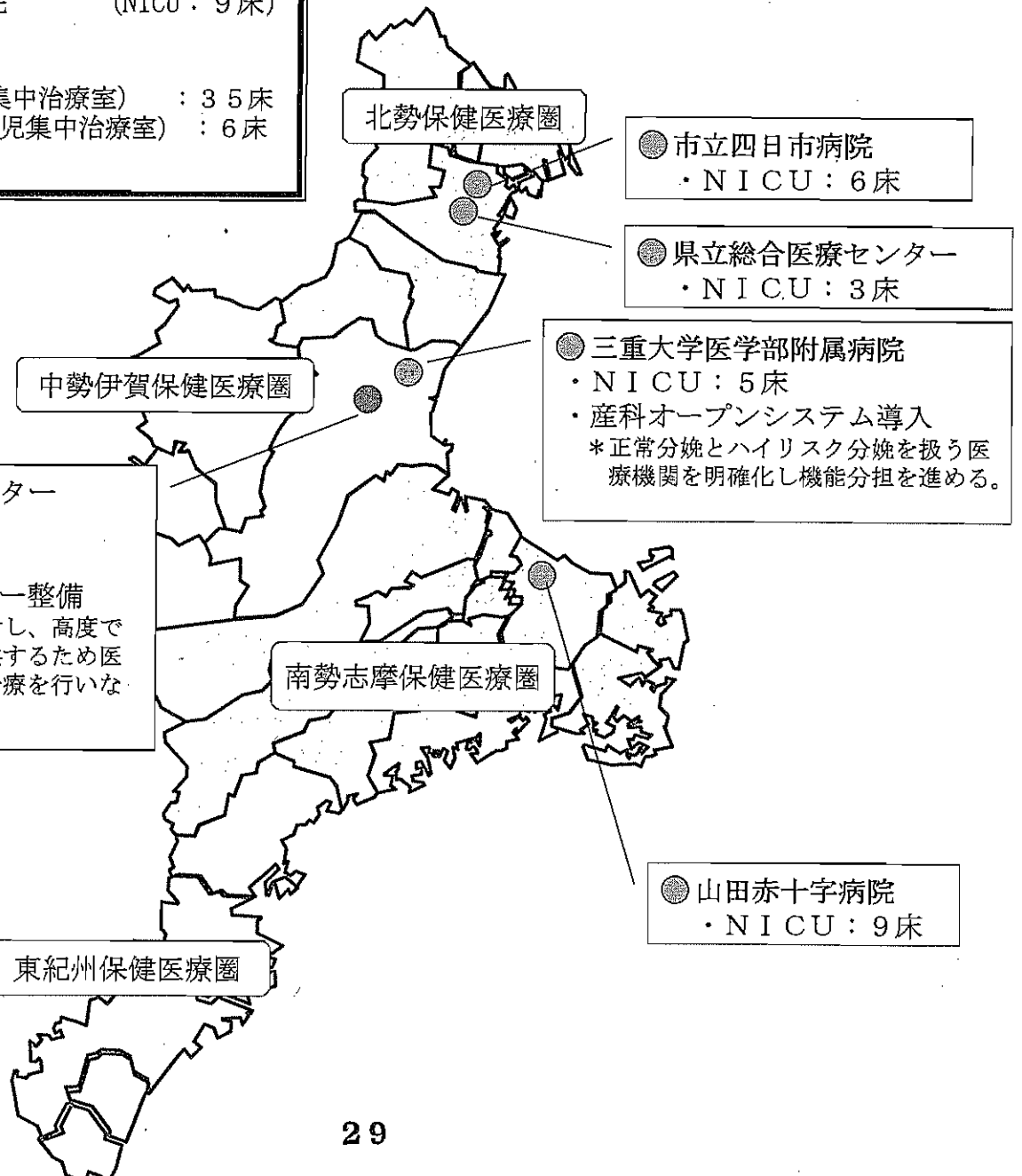
● 地域周産期母子医療センター

- 市立四日市病院 (NICU: 6床)
- 県立総合医療センター (NICU: 3床)
- 三重大学病院 (NICU: 5床)
- 山田赤十字病院 (NICU: 9床)

<県全体>

- \*NICU (新生児集中治療室) : 35床
- \*MFICU (母体胎児集中治療室) : 6床

H20統計	出生数	未熟児出生数 (1000g未満)	生後1週未満の死亡数	妊産婦死亡数 (H15~H20)	分娩施設数
北勢	7,714	695 (21)	12	5	16
中勢伊賀	3,777	321 (8)	1	1	10
南勢志摩	3,650	289 (11)	3	0	11
東紀州	492	52 (0)	1	1	3
計	15,633	1,357 (40)	17	7	40



● 三重中央医療センター

- ・NICU: 12床
- ・MFICU: 6床
- ・新生児ドクターカー整備
- \*重症な未熟児等に対し、高度で専門的な医療を提供するため医師が同乗し検査、治療を行いながら搬送する。

【所管事項説明】

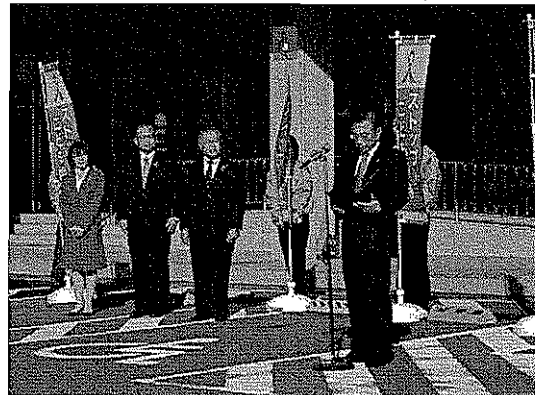
8 子ども虐待防止啓発月間（11月）の取組について

1 「子ども虐待防止キャラバン隊」

（県のキャンペーンカーとNPO、企業の社用車で構成）による県内市町巡回・啓発（11月1～11日）

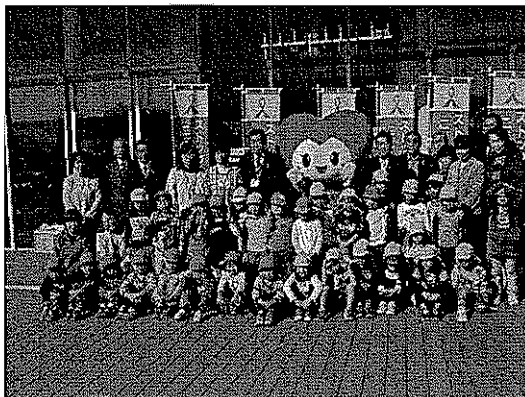
（1）県庁前での出発式

- ・ 知事による緊急アピール宣言
- ・ 主な参加者：知事、県議会議長および議員、みえ次世代育成応援ネットワーク会員（企業、NPO等）等



（2）市町への知事緊急アピール文伝達式（全市町で実施）

- ・ 知事緊急アピール文の伝達
- ・ 市町長からの「子ども虐待防止メッセージ」受領
- ・ 29市町延べ参加人数：約1,100名
- ・ 主な参加者：市町長、市町議会議員、市町職員、民生委員・児童委員、市町社会福祉協議会職員、みえ次世代育成応援ネットワーク会員（企業、NPO等）、保育園児等



### (3) 企業、NPO等との一体的な広報・啓発

- ・ みえ次世代育成応援ネットワーク会員等の社用車等へのマグネット貼付等による広報・啓発（98団体、1,439車両）

## 2 キャンペーンカーによる県内巡回広報及びスーパー店頭での広報活動 （11月1～30日 39箇所実施）

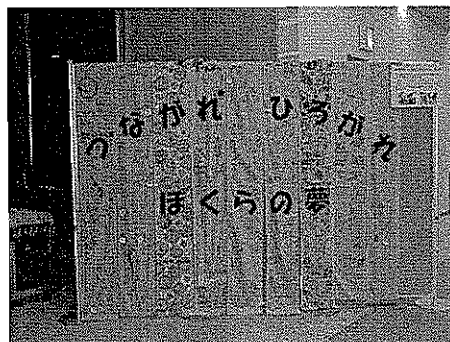
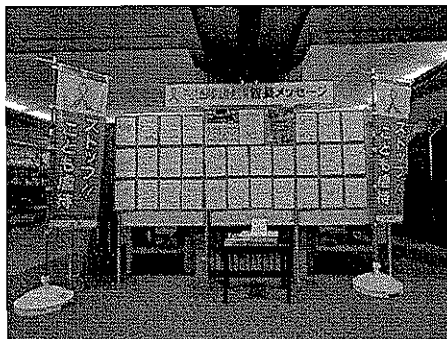
## 3 啓発展示

### 【展示内容】

- ・ 「子ども虐待防止啓発月間首長メッセージ」  
伝達式における市町長からの「子ども虐待防止メッセージ」
- ・ 「わたしたち児童養護施設の職員からのメッセージ」  
県内11児童養護施設の職員からのメッセージ38点
- ・ 「オレンジのタスキ」  
11月3日、県内各地の児童養護施設の子どもたちが「夢」を寄せ書きしたオレンジのタスキをリレーでつないでお城西公園に集合し交流

### 【展示期間】

- ①11月13日（土）～11月19日（金）県庁 県民ホール
- ②11月20日（土）～11月26日（金）アスト津イベント情報コーナー
- ③11月28日（日）～12月26日（日）三重県男女共同参画センター



## 4 その他

- ・ 総合文化センター オレンジリボンのイルミネーション（～H23.1.10）
- ・ みえこどもの城 オレンジリボンを使用した親子体験型イベント等



「わたしたち児童養護施設の職員からのメッセージ」 主な作品

(全応募数 161点)

愛のムチ こどもにとっては ただのムチ

叩かずに その手ぼくを 抱きしめて

子どもらの 笑顔守ると ちかう日々

ちょっと来て 用事はないけど そこにいて

こっち見て 携帯よりも 僕の顔

「子ども虐待防止啓発月間 首長メッセージ」



子どもたちの元気は、まちの元気です。  
子どもたちそのものが、津市の未来です。  
津市では、子どもたちを児童虐待から守るため、子どもに関わる機関・団体の皆様と常につながりをもって、子どものサインを見逃さず、子ども支援の視点に立って行動します。  
あわせて、地域のさまざまな子育て・子育て支援の活動により、家族全体を支え、児童虐待の起きないまちをつくりまします。

平成22年11月1日

津市長 松田直之



児童虐待防止メッセージ

児童虐待をめぐっては、虐待相談件数の増加や痛ましい事件の発生等、憂慮すべき事態が続いております。このような状況を一日も早く解決し、子どもたちに幸せを約束していくことはすべての大人の使命です。

四日市市は、市民の皆さんとともに、児童虐待を防止し、地域で安全と安心の子育て環境をつくり、子どもたちの幸せのためにいっそう努力します。

平成22年11月1日

四日市市長 田中俊行





伊勢市は  
虐待により  
子どもの心に傷を受け  
子どもの尊い命が失われることが  
決していないよう  
すべての子どもたちが  
健やかに生まれ  
のびのびと可能性を広げていけるよう  
地域と家庭と行政が  
手をつないで児童虐待防止に  
取り組んでいきます

平成 22 年 11 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健一




みんなで守ろう！子どもの笑顔

ストップ！子ども虐待

桑名市は市民・行政・企業・各種団体  
など関係機関が力を合わせ、子どもの  
虐待防止に取り組めます。

平成 22 年 11 月 1 日

桑名市長 水谷 元 



子どもの痛み  
みんな  
感じよう！

平成 22 年 11 月 1 日

松坂市長  
山中光茂



わたしたち鈴鹿市は、児童虐待を決して許さず、  
一人ひとりの子どもの笑顔が光輝く町となるよう、  
全力を挙げて取り組んでいきます。

そのために、虐待を受けている子どものサインや、  
子育てに悩んでいる人たちの SOS を見逃しませ  
ん。

また、子どもに関わる全ての人々や団体とのつな  
がりを深め、市民みんなで虐待の問題を考えていき  
ます。

さらに、子育てへの支援を、鈴鹿市の重要な課題  
の一つとして捉え、安心して子育てができる町づく  
りを目指していきます。

平成 22 年 11 月 1 日

鈴鹿市長 川岸 光男





名張市は、当市の宝である、子どもたちが健やかに生まれ、将来に夢と希望を持って生きることが出来る「児童虐待のない名張市」をつくりまします。

平成 22 年 11 月 1 日

名張市長 亀井利克



児童虐待を防ぐには、安心して子育てができる環境や、子どもに関する相談・対応の充実など、子育て支援の具体策が必要です。

亀山市は、「亀山の子ども みんなで育て みんなが育とう」をスローガンに、本年度「子ども総合センター」を立ち上げ、子育てがしやすいまちとなるよう力を注いでいます。

今後も市民の皆様との協働や、地域ネットワークが力を合わせ、児童虐待防止に取り組まします。

平成 22 年 11 月 1 日

亀山市長 櫻井義之



わたしたちは、  
すべての子どもたちの笑顔を守るため、  
子どもたちのSOSの声に耳を傾け、  
子育てに悩む人たちに手をさしのべ、  
児童虐待防止に取り組みます。  
そして、地域とのつながりの中で  
安心して子育てができる  
ともに子育てを支えあうまちをめざします。

平成 22 年 11 月 1 日

尾鷲市長 岩田昭人



鳥羽市では、どの子もみんな真珠のようにキラキラと輝いて暮らせるように、虐待を絶対にゆるしませぬ。

地域をあげて虐待防止に取り組まします。

平成 22 年 11 月 1 日

鳥羽市長 本田久一





熊野市は、虐待を決して許しません。

市民の皆様と力を合わせて、虐待防止に取り組みます。また、安心して子育てができる環境づくりを目指します。

平成 22 年 11 月 1 日

熊野市長 河上 敏二



虐待により幼い命が奪われる事件が後を絶ちません。私たちは、児童虐待問題を単に個々の家庭や子どもの問題としてしまうのではなく、地域全体の問題として受け止めなければなりません。

志摩市では、関係機関の連携により、志摩市子ども家庭支援ネットワーク及びあんしん見守りネットワークを構築し、かけがえのない子どもの命を守り、保護者を支えることができるよう市民が一丸となって取り組んでいます。

平成 22 年 11 月 1 日

志摩市長 大川 秀和



いなべ市に生まれ育つすべての子どもに途切れのない支援を行うとともに、虐待防止に取り組みます。

また、地域の皆さんとのつながりの中で、安心して子育てができる環境づくりを進め、「子育てに優しいまちいなべ市」を目指します。

平成 22 年 11 月 1 日

いなべ市長 日沖 靖



伊賀市では、誰もが地域の中で安心して子育てができるよう、子どもに関わる人と人との絆を大切にし、三重県をはじめ関係機関との連携を図り、児童虐待の未然防止と、早期発見・迅速かつ適切な対応・支援に努めます。

平成 22 年 11 月 1 日

伊賀市長 内保 博仁





木曾岬町では、「CAP<sup>キソサキ</sup>きそさき」を設置し、関係機関の連携強化と知識の向上に努め、虐待に関わるどんな小さな兆高も見逃さず、早期発見・早期対応に努めています。

さらに子育て支援体制を充実し、子どもの健全な育成を図るとともに、虐待の発生防止に努めます。

平成 22 年 11 月 1 日

木曾岬町長 加藤 隆



菟野町は、「要保護児童等対策地域協議会」の連携をより一層強化して、力を合わせて、虐待の早期発見・早期対応に取り組めます。

菟野町の皆さん！ 子どもたちのSOSに耳を傾け  
小さな事でも連絡をためらわないで下さい。

平成 22 年 11 月 1 日

菟野町長 石原 正敬



東員町は、子どもの人権を尊重し、その権利を守るため、地域で子どもと子育て家庭を温かく見守り、児童虐待がおこらない町を目指し精一杯の努力をしております。

平成 22 年 11 月

東員町長 佐藤均



朝日町は、児童虐待を町民一人ひとりが自らの問題として関心を高め、家庭だけでなく、地域・学校・行政などが連携して、今年度の児童虐待防止推進月間の標語「見すごすな 幼い子どもの SOS」のとおり、虐待の早期発見・早期対応に努め、虐待を許さない社会・虐待のない社会を目指します。

平成 22 年 11 月 1 日

朝日町長 田代 幸子





子どもは宝であり、幸福という生きものです。  
そして、子どもの笑顔は、親自身の、周囲の大人たちの笑顔、町の笑顔なのです。

すべての子どもたちが家族団樂のなかで幸せに暮らしていけるために、私たち一人ひとりに何ができるのか？子育てを応援したり、見守ったり、地域のいろいろな立場にある人たちが、「それぞれにできること」をともに考えていきます。

そして私たち大人が、愛されている安心感と夢を与え、子どもたち一人ひとりが輝いていける町づくりを進める。それが川越町の子ども虐待防止メッセージです。

平成 22 年 11 月 1 日

川越町長 川村 康治



わたしたち明和町では、子どもに関わる全ての人々、団体との連携を深め、虐待に関わるどんな小さな兆候や連絡も見逃しません。

また、未然に防止する体制をつくり、子どもたちの人権や安全を守ります。

そして、子どもたちが健やかに心豊かに育つよう、安心して子育てができる環境づくりを目指し、地域の皆様と力を合わせて全力で子育て、子育てをサポートします。

子どもたちの笑顔があふれる元気な町をつくりま

平成 22 年 11 月 1 日

明和町長 中井 幸亮



私たちのまち多気町では、関係機関と連携を密にし、子ども達の健全な成長を見守ります。

平成 22 年 11 月 1 日

多気町長 久保 行史



わたしたち大台町は、安心して子育てができ、子どもがいきいきと活動できる環境づくりを目指し、

地域とのつながりの中で積極的な参加を求め、みんな

で力を合わせ虐待防止に取り組みます。

平成 22 年 11 月 1 日

大台町長 尾上 武義





児童虐待の発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアに至るまで切れ目のない総合的な支援を実施していきます。

これからの未来を担う子どもたちが健やかに育つことができるよう、オレンジリボン運動を応援します。

平成 22 年 11 月 1 日

玉城町長 辻村 修



わたしたち大紀町は、町の宝である子どもたちの笑顔を守るため、町民の皆様と力を合わせ、地域ぐるみで、児童虐待防止に取り組むことを誓います。

平成 22 年 11 月 1 日

大紀町長 谷口 友見



わたしたち度会町は、子ども虐待の早期発見や適切な保護のため、住民、関係各機関との連携を深めるとともに、地域のつながりを大切にし、虐待にかかわるどんな小さな兆候や連絡も見逃さず子ども虐待の防止に向けて積極的に取り組みます。

今後、なお一層、子どもを虐待から守るための環境づくりと子どもたちが幸せに暮らせる町づくりを目指していきます。

平成 22 年 11 月 1 日

度会町長 中村 順一



南伊勢町では児童虐待を許さず、子育て家庭の孤立を防ぎ、発生防止に努めます。

保健・福祉・医療・教育・警察等の関係機関と連携強化を図り、発生予防から早期発見・早期対応、支援、アフターケアに至るまで途切れない支援体制を目指します。

また、地域住民一人ひとりの意識啓発を図り、地域全体で南伊勢町の「宝」である子どもと子育て家庭を見守り、バックアップするしくみづくりを進めます。

平成 22 年 11 月 1 日

南伊勢町長 小山 巧





わたしたちは、  
虐待を防止するためには、社会全体で取り組んでいく  
ことが必要であると考え、子どもに関わる全ての  
人々、団体との連携を深めていきます。  
町民の皆様と力を合わせて虐待防止に取り組み、  
子育てに悩む人たちが安心して子育てができるまち  
づくりを目指します。

平成 22 年 11 月 1 日

紀北町長 尾上 壽一



わたしたち紀宝町は、子どもに対する重大な権利  
侵害である虐待は絶対に許しません。次代を担う子  
どもたちを守るため、町民の皆様と力を合わせて地  
域全体で虐待に取り組みます。

平成 22 年 11 月 1 日

紀宝町長 石田 健



わたしたち御浜町では、子どもたちのSOSの  
声に耳を傾け、虐待にかかわるどんな小さな兆候  
や連絡も見逃すことなく、安心して子育てができ  
る環境づくりを目指します。

平成 22 年 11 月 1 日

御浜町長 古川弘典





## 9 各種審議会等の審議状況の報告について

(平成22年9月15日～平成22年11月24日)

(健康福祉部)

1 審議会等の名称	三重県医療審議会周産期医療部会
2 開催年月日	平成22年9月15日
3 委員	部会長 駒田 美弘 委員 二井 栄 他14名
4 諮問事項	1 周産期救急搬送体制について 2 各周産期母子医療センターの評価について
5 調査審議結果	1 県内の母体搬送に関するルールを変更することについて審議した。継続審議することとなった。 2 各周産期母子医療センターの評価について報告した。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会こども相談支援部会
2 開催年月日	平成22年9月16日、平成22年10月21日
3 委員	部会長 清水 将之 委員 佐々木 光明 他4名
4 諮問事項	児童虐待事例等に関する児童相談所の処遇方針について
5 調査審議結果	1 新規事例の審議を行った。(4件) 2 過去の審議事例の経過報告及び審議などを行った。(2件)
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会民生委員審査会専門分科会
2 開催年月日	平成22年9月28日
3 委員	部会長 森下 達也 委員 後藤 健一 他3名
4 諮問事項	民生委員・児童委員(主任児童委員)一斉改選に伴う候補者の審査
5 調査審議結果	29市町民生委員推薦会から推薦された候補者について、全員適任者として認められた。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県母子福祉センター指定管理者選定委員会
2 開催年月日	平成22年9月28日
3 委員	委員 谷岡 経津子 他 4名
4 諮問事項	母子福祉センターの指定管理を受けようとする者からの申請の審査
5 調査審議結果	申請団体（1者）から、申請内容について、聴き取りを行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	みえこどもの城指定管理者選定委員会
2 開催年月日	平成22年9月28日
3 委員	委員 谷岡 経津子 他 4名
4 諮問事項	みえこどもの城の指定管理を受けようとする者からの申請者
5 調査審議結果	唯一の申請者である財団法人三重こども若者育成財団から、申請内容について、聴き取りを行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県身体障害者総合福祉センター指定管理者選定委員会
2 開催年月日	平成22年 9月29日
3 委員	委員長 長友 薫輝 委員 市川 知律 他3名
4 諮問事項	1 採点結果について 2 指定管理候補者の選定について
5 調査審議結果	1、2について、諮問事項を説明し、すべて同意された。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県視覚障害者支援センター指定管理者選定委員会
2 開催年月日	平成22年 9月29日
3 委員	委員長 長友 薫輝 委員 市川 知律 他3名
4 諮問事項	1 採点結果について 2 指定管理候補者の選定について
5 調査審議結果	1、2について、諮問事項を説明し、すべて同意された。
6 備考	

1 審議会等の名称	第3回志摩病院指定管理者選定委員会
2 開催年月日	平成22年10月1日
3 委員	委員長 登 勉 副委員長 竹田 寛 他6名
4 諮問事項	事業計画書等の第1次審査について
5 調査審議結果	事業計画書等の書面審査を行い、申請事業者を第2次審査の対象とすることを決定した。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県母子福祉センター指定管理者選定委員会
2 開催年月日	平成22年10月12日
3 委員	委員 谷岡 経津子 他 4名
4 審査事項	申請者が指定管理者候補として適切かどうかの審議
5 調査審議結果	申請団体から提出された資料及びヒアリングを基に審査を行った結果、申請団体が三重県母子福祉センターの指定管理者として適切であるとの結論となった。
6 備考	

1 審議会等の名称	みえこどもの城指定管理者選定委員会
2 開催年月日	平成22年10月12日
3 委員	委員 谷岡 経津子 他 4名
4 諮問事項	申請者が指定管理者候補として適切かどうかの審議
5 調査審議結果	1 審査基準に基づき、採点を行った。 2 財団法人三重県子ども若者育成財団が、指定管理者候補として相応しいとの結論に達した。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会 身体障害者福祉専門分科会審査部会
2 開催年月日	平成22年10月19日
3 委員	部会長 宇治幸隆 委員 杉村芳樹 他4名
4 諮問事項	身体障害者福祉法第15条の規定による医師の指定について
5 調査審議結果	すべて同意された。(9件)
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県がん対策推進協議会
2 開催年月日	平成22年10月19日
3 委員	会長 内田 淳正 委員 村本 淳子 他10名
4 諮問事項	1 がん診療連携推進病院の指定に関する要綱の設置について 2 地域がん登録について
5 調査審議結果	1 がん診療連携推進病院の指定に関する要綱の設置について 新たに診療報酬の算定項目となった「がん診療施設連携計画策定料」の施設基準のうち、都道府県が認める「がん診療連携拠点病院に準ずる病院」である「がん診療連携推進病院」について、事務局提案どおりの基準を設定することで了承された。 2 地域がん登録について 他府県での実施状況も踏まえ、三重県においても地域がん登録の実施に向けた取組を進めることについて了承された。
6 備考	

1 審議会等の名称	第4回志摩病院指定管理者選定委員会
2 開催年月日	平成22年10月20日
3 委員	委員長 登 勉 副委員長 竹田 寛 他6名
4 諮問事項	事業計画書等の第2次審査について
5 調査審議結果	申請事業者からの概要説明及び質疑応答が行われ、指定管理者としてふさわしいという結論となった。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県精神保健福祉審議会
2 開催年月日	平成22年10月20日
3 委員	会長 齋藤純一 委員 石田静代 他 8名
4 諮問事項	1 三重県の精神障がい者の地域移行について 2 厚生労働省による公衆衛生関係行政事務指導監査について 3 三重県庁舎における精神障がい者職場実習モデル事業について
5 調査審議結果	1について、協議事項を説明し、質疑・意見交換を行った。 2、3について報告し了承を得た。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会
2 開催年月日	平成22年11月15日
3 委員	会長 土川 禮子 委員 山本 征雄 他12名
4 諮問事項	1 第2次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画（仮称）中間案について 2 車いす使用者用駐車区画の適正利用について
5 調査審議結果	1 第2次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画（仮称）中間案について報告、審議を行った。 2 車いす使用者用駐車区画の適正利用について報告、審議を行った。
6 備考	